

回覧

老崎市3世代同居・近居促進事業

市では、安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成を促進するため、本年度は補助対象経費を拡大し、新たに3世代で同居または近居するための住宅の整備等にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者

新たに3世代で同居または近居する方
(補助の対象となる住宅の所有者または購入者)

補助対象経費

- ①新たに3世代で同居または近居するための住宅の新築工事費
 - ②新たに3世代で同居または近居するための住宅の改修工事費
- 補助対象工事

- (ア) 間取りの変更に係る工事 (増築含む)
- (イ) 設備の改修または増設
- (ウ) バリアフリーリフォーム
- (エ) 断熱改修 (屋根、外壁、床、窓)

※①・②の工事は、長崎県内の建設業者に発注するものに限ります。

- ③新たに3世代で同居または近居するための住宅の購入費 (土地代は除く)

補助金額

補助対象経費の5分の1以内 (上限40万円)

申請受付期間 (本事業実施の決定は、平成29年度当初予算確定後となります。)

平成29年4月3日から平成29年11月30日まで (先着順)

注意事項

- ①平成30年2月末までに改修工事又は住宅の購入を完了し、実績報告書を提出することが条件となります。
- ②補助金の交付決定を受ける前に、工事に着手したものまたは売買契約が締結されたものは、対象となりません。
- ③補助金の交付は、同一の方又は同一の住宅につき1回限りとなります。
- ④他の制度等により補助金の交付を受ける経費は、対象となりません。
- ⑤平成29年度の予算が無くなり次第、申請受付を終了します。

※本事業の活用をお考えの方は、詳細についてご説明いたしますので、事前に下記窓口へお越しく下さい。

お問い合わせ先 (受付窓口)

老崎市役所 建設部 建築整備課 (勝本庁舎)

電話 0920 42 1111

(Q1) 子育て世帯とは？

(A) 小学生以下の子ども（出産予定を含む）がいる世帯をいいます。

(Q2) 子育て希望世帯とは？

(A) 子供のいない夫婦出産を希望する世帯をいいます。ただし、夫婦の合計年齢が申請時において80歳以下の方が対象です。

(Q2) 3世代とは？

(A) 子育て世帯を含む3つ以上の世代または子育て希望世帯を含む2つ以上の世代をいいます。

(Q3) 同居とは？

(A) 同一住宅（同一敷地内にある離れ（トイレ、浴室等の共用部分があるものに限る）を含む）に居住することをいいます。

(Q4) 近居とは？

(A) 壱岐市内において、親世帯・子育て世帯がそれぞれの住宅に居住することをいいます。

(Q5) 子育て世帯はいつまでに転入する必要がありますか？

(A) 工事完了又は住宅購入の後、実績報告書の提出までに転入する必要があります。

(Q6) 賃貸住宅を改修したいのですが、対象になりますか？

(A) 対象になりません。自ら所有し、居住する住宅が対象となります。

(Q7) 空き家となっている祖父名義の住宅を購入する場合は対象になりますか？

(A) 対象になりません。3親等以内の方の所有でない住宅が対象となります。

(Q8) 現在、3世代で同居している住宅の改修工事は対象になりますか？

(A) 対象になりません。新たに3世代で同居する場合のみ対象となります。

(Q9) 現在、壱岐市内において近居（親世帯は持ち家、子育て世帯は賃貸住宅にそれぞれ居住）していますが、子育て世帯が住宅を新築または購入する場合は対象になりますか？

(A) 対象となります。

(Q10) 現在、3世代で同居していますが、子育て世帯が住宅を新築または購入し、近居となる場合は対象となりますか？

(A) 対象となりません。

※ その他、ご不明な点はお気軽に受付窓口へご相談下さい。